

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月10日

岩手県知事

達 増 拓 也 様

提出者

住 所 岩手県一関市川崎町薄衣字久伝41-5

氏 名 株式会社小山建設

代表取締役 小山裕昭

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0191-43-3315

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 小山建設
事業場の所在地	岩手県一関市川崎町薄衣字久伝41-5
計画期間	令和 6年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 686,546,000円
③従業員数	34人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類 → 委託処分 ガラス・陶磁器くず → 委託処分 建設汚泥 → 委託処分 廃プラスチック類 → 委託処分 紙くず → 委託処分 木くず → 委託処分

(日本工業規格 A列4番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（5年度）実績】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	排 出 量	t t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	排 出 量	t t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら再生利用は行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自ら再生利用する予定はない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 自ら中間処理は行っていない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 今後も自ら中間処理する予定はない。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行っていない。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も埋立処分又は海洋投入処分する予定はない。	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（5年度）実績】		別紙のとおり
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

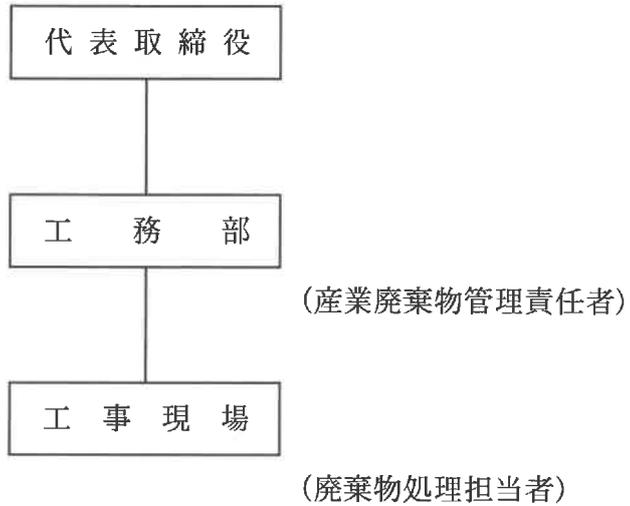
②計画	【目標】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託料、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(別紙)

責任者及び管理組織図



産業廃棄物管理責任者	担当：工務部 1名	<ul style="list-style-type: none">・ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討・ 廃棄物処理等の情報収集と社内へ情報発信・ 処理業者、再生利用業者の選定及び管理
廃棄物処理担当者	担当：各現場ごと1名	<ul style="list-style-type: none">・ 委託契約の締結・ 産業廃棄物管理票の交付及び管理・ 処理業者、再生利用業者の調査・ 再生資源利用促進計画の作成

(別紙)

株式会社 小山建設
(単位：トン/年)

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラ類	金属くず	建設汚泥	紙くず	木くず
令和5年度産業廃棄物発生量	全処理委託量	2,164.83	11.01	1.60	61.60	0.03	252.10
	優良認定処理業者への処理委託量						
	再生利用業者への処理委託量						
	処理委託量						
	認定熱回収業者への処理委託量						
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量						
本年度目標	全処理委託量	2,000.00	10.00	3.00	50.00	0.50	200.00
	優良認定処理業者への処理委託量						
	再生利用業者への処理委託量						
	処理委託量						
	認定熱回収業者への処理委託量						
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量						

(別紙)

産業廃棄物の排出抑制に関する事項

a) 現状

◇産業廃棄物の殆どが、請負工事の本工事施工から排出される建設副産物であり、その発生量は、受注する工事内容や件数に大きく左右されます。

主な発生工種は、次のとおりです。

舗装版破碎工・・・・・・・・・・アスファルト廃材（がれき類）

構造物撤去工・・・・・・・・・・コンクリート廃材（がれき類）

抜根・伐開処理工・・・・・・・・・・木くず

道路維持工・・・・・・・・・・汚泥

完成工事高が増加すれば廃棄物排出量も増加する相関関係にあり、全ての種類の産業廃棄物排出を抑制することは難しい問題です。

b) 今後の取組

◇調達方法の工夫で余剰資材の削減

◇在庫管理を徹底して再使用

産業廃棄物の分別に関する事項

a) 現状

◇分別用のコンテナ、大型収納袋を工事現場に配置し、品目毎に分別保管しています。

b) 今後の取組

◇分別品目知識の徹底で再分別作業の回避。

産業廃棄物の処理に関する事項

a) 現状

◇産業廃棄物の適正処理を確保するため、関係法令、その他規則を遵守して活動しています。

◇廃棄物の保管　　・・・・がれき類、木くずは直ちに中間処理場に運搬しています。
廃プラ類、紙くず等は、分別容器に保管し飛散防止を講じています。

◇廃棄物の処理委託・・・・関係法令を遵守した手順で処理を委託しております。
又、委託業者の選定は、格付け業者を活用するよう努めています。

b) 今後の取組

◇環境保全の取組として環境マネジメントシステムの構築を検討する。